

第5章 公営公益企業の料金設定原則

第1節 はじめに

わが国の私営公益企業の料金設定原則において、原価補償の内容をもつ総括原価主義という料金設定原則が法的に明示されたのは、昭和8年7月、第3回電気委員会の決定に基づく「電気料金認可基準⁽¹⁾」に示されたのが、最初であった。

しかし、上記の基準に基づく原価補償の内容をもつ総括原価主義は、当時の経済状況や電気事業業界や各電気事業会社の実情から、かなり遊離していたので、到底、実現化される状況ではなかった。それから、戦後ようやく、電気料金算定基準（公益事業委員会規則第13号、昭和26年6月16日公布・施行⁽²⁾）に総括原価主義が生かされ、その後、現行の電気事業法第19条⁽³⁾とガス事業法17条⁽⁴⁾に引き継がれた。そして、この両法の施行にともない今日では、両事業に限らず、内容的には、それぞれ多少異なるが、総括原価主義が実質的に私営公益企業の料金設定原則として、定着している。

一方、わが国の公営公益企業の料金設定原則として、原価補償的な内容をもつ料金設定原則が法的に明示されたのは、戦後の国有鉄道運賃法（昭和23年7月7日公布、同年7月10日施行）第1条第2項第2号に明示された「原価を償うものであること」という規定が、最初であった。その後、法的に公営公益事業に原価補償主義を明示した事業法として、地方公営企業法第21条⁽⁵⁾や水道法第14条第4項⁽⁶⁾や下水道法第20条⁽⁷⁾や郵便法（昭和46年改正）第3条⁽⁸⁾などが、制定されてきた。かくして、上記のように法律的に原価補償主義が、公営公益企業料金設定上、明示されてきたのであるが、政府の必要以上に厳固な公共料

金抑制政策によって、これらの条項は、現実的に不履行となっていることが多かった。

しかし、公営公益企業の中心的存在であった国鉄が、昭和39年度決算において欠損金を生ずるようになったことを契機として、原価補償主義が公営公益企業の料金設定上、強調されるようになってきた。いわゆる、わが国の公営公益企業の料金設定上、原価補償主義が、昭和40年10月28日、国鉄総裁の諮問機関としての「日本国有鉄道会計及び財務基本問題調査会」の答申書に提起された。すなわち、この答申書の中で、原価補償主義を「公共企業体自体の経済的自主ないし維持を前提とし、その事業の給付を生産するために要する費用をまかなうことのできる料金収入をあげるような価格を決定する原則である。」と、明示している。さらに、同答申書は、「公正な料金は、狭義の経営原価を補償するだけでなく、公共企業体の合理的経営に必要な公共的必要余剰（資本抛出者に分配される利潤ではなく、公共企業体の提供するサービスの改善及び拡充に対する社会的要請に応えうるために、公共企業体内部に再投資されなければならない資本造成の資源としての余剰）を含む広義の原価を補償するものでなければならない。」というように、原価補償の意味を拡大解釈し、価格形成要素として公共的必要余剰の算入を示している。いわゆる、このように拡大解釈された国鉄の原価補償主義は、国鉄に投下されている社会的資本の維持並びに社会の輸送要請に応えるために、必要な造成資本を可能ならしめる公共余剰としての資本コストを、料金に計上⁽⁹⁾することから、一般的に資本コスト方式と称されている。

かくして、上記の内容をもつ資本コスト方式を、公営公益企業としての国鉄に、昭和40年、日本国有鉄道会計及び財務基本問題調査会が答申したのであるが、その後の国鉄運賃改正に採用されることがなかった。

さらに、その後、昭和53年1月5日、昭和40年の上記の答申にきわめて類似している電信電話諮問委員会答申が出され、資本コスト方式が、再び強調されたのである。同委員会の主張する資本コスト方式とは、能率的経営の下における営業費用と資本費用の双方を含む原価を料金収入をもって補償することを意

味したものであった。とりわけ、この答申の中で最も強調されている点は、従来から国会によって認められてきた設備や改良や拡張のための建設投資資金として充当される資本費用としての収支差額を拡大解釈し、それにインフレーションによる減価償却不足の是正分を含め、「公共的必要余剰」と位置づけたことである。

利益を計上し、かつ料金の引下げも実施していた当時の日本電信電話公社が、上記のような「資本コスト方式」や「公共的必要余剰」を、なぜ、導入するようになったのかという理由については、次のように推察されよう。すなわち、その理由とは、不断の生活水準の向上と科学技術の進歩により、同公社の供給するサービスの高度化は、急速であるがゆえに、そのサービスを生産する設備等を充足させ、社会的要請に即応できるように公共的資本の一部として、公共的必要余剰は是非とも許容されて然るべきであるという意味に外ならない。

前述からも理解されるように、わが国の公営公益企業の料金設定上、提起されてきた近年の原価補償主義とは、費用補償ないし収支均衡を意味する原価主義ではない。それは、経営体としての経済的自律性と発展をはかりつつ、経営能力を向上させることを前提として需要者の便益を向上させるために要する費用をまかなうことのできるような広義の原価主義を意味する資本コスト方式のことである。

かくして、上記のように日本国有鉄道に提起され、日本電信電話公社によって実質的に導入された広義の原価補償主義であるが、両公社とも民営化された現在、わが国において、水道事業や公営電気事業という一部の公営公益企業が、広義の原価補償主義による料金設定原則を採用しているにすぎない。その他の多くの公営公益企業は、このような料金設定原則を採用しておらず、地方公営企業をはじめとする多くの公営公益企業が巨額の赤字をかかえている。そこで、このような赤字経営にある公営公益企業の財政状態を建て直すには、どのような料金設定原則が、わが国の公営公益企業にとって最適であるかの一端を明らかにするのが、この章の課題である。

しかるに、上記の課題を明らかにするために以下の順序にしたがって論を進

めたい。

第一、アメリカ合衆国で私営公益企業の料金設定原則として、1898年のスミス対エームズ事件において確立されて以来、今日まで採用されてきている公正報酬原則と、私営・公営を問わず、わが国の公益企業料金設定上、容認されてきた総括原価主義と、昭和40年、国鉄総裁の諮問機関としての「日本国有鉄道会計及び財務基本問題調査会」が公営公益企業料金設定原則として答申した資本コスト方式の三原則について考察する。

第二、第一の考察を踏まえて、公正報酬原則、総括原価主義、資本コスト方式を比較・検討する。

第三、第一・第二の考察を踏まえて、わが国の公営公益企業にとって、どのような料金設定原則が最適であるかを考察する。

(注)

(1) 酒井節雄編『電気事業法制史』電力新報社、昭和40年、pp.157-158.

「電気料金ハ、当該電気供給事業ノ総括原価額ヲ決定シ、之ヲ其ノ事業ノ総合負担ニ基キ各種需用間ニ配分シ其ノ需用ノ負フベキ料率ヲ算定スルコトニ依リ定メラルベキモノトス……………」

第一 総括原価額ノ決定

電気料金ノ基礎トシテ電気供給事業者ニ許サルベキ事業ノ収益ハ、左ノ各項ニ依リ、事業財産ノ減価銷却費、営業費並ニ事業ノ利得ヲ総括シタルモノニ準拠スベキモノトシ、之ヲ該事業ノ総括原価額トス……………」

(2) 酒井節雄編、前掲書、p.376.

この基準内容は、算定は事業の健全な発達と使用者の利益の確保を本旨とし（第1条）、適正報酬（第2条）、無差別の原則を定め（第3条）総括原価の内容を定め減価償却は公益事業委員会の指示なき限り定額法によること（第4条）、設備は真実かつ有効な投資額により評価すること（第5条）、営業費は事業運営のための費用として実績と予想にもとづく適正な額でなければならないこと（第6条）、事業報酬は資金調達を可能ならしめる適正な利子と配当をまかなうに足るものでなければならないこと（第7条）、総括原価の配分は各種別の負荷の特性、態様を考慮した適当な基礎にもとづくべきこと（第8条）、供給規程料金は各種別に配分された原価に準拠して定めなければならないこと（第9条）、特定地域の適用の料金の根拠（第10条）、特約料金の根拠（第11条）等を定めたものである。

- (3) 電気事業法（昭和39年7月11日公布，法170，40年7月1日施行）第19条第2項第1号「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」
- (4) ガス事業法（昭和29年3月31日公布，法51，29年4月1日施行）第17条第2項第1号「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」
- (5) 地方公営企業法（昭和27年8月1日公布，法292，同年10月1日施行）第21条第2項「料金は，公正妥当なものでなければならず，かつ，能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし，地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」
- (6) 水道法（昭和32年6月15日公布，法177，同年12月14日施行）第14条第4項第1号「料金が，能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」
- (7) 下水道法（昭和33年4月24日公布，法79，34年4月23日施行）第20条第2項第2号「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」
- (8) 郵便法（昭和22年12月12日公布，法165，23年1月1日施行）第3条，「郵便に関する料金は，郵便事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い，その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。」
 削除されていた郵便法第3条が昭和46年の郵便法改正（昭和46年，法76）にとも
 ない上記のように明示された。
- (9) 「日本国有鉄道会計及び財務基本問題調査会答申」，昭和40年10月28日，p. 38.

第2節 公正報酬原則

1 スミス対エームズ事件と公正報酬原則

公益企業の料金設定原則として，公正報酬原則が生成したのは，1898年のスミス対エームズ事件⁽¹⁾においてであった。同事件の発端は，ネブラスカ州議会が貨物輸送の最高料金を法律で定め，これに基づいて同州の運輸庁が運賃を決定したことに対し，そのような料金では会社財産の価値と収益力を減少せしめ，財産を没収することになり，財産権の侵害であるとして，州内の鉄道会社が提訴したことが，はじまりであった。この事件で裁判所は，「料金の適正な算定

は、サービス供給に使用される事業財産の公正価値に基づかなければならない。⁽²⁾ という有名な判決をしたのである。いわゆる、この判決は、「合憲的な料金は財産の公正価値に対して、公正報酬を生むものでなければならない。⁽³⁾」ということを示したのである。かくして、同判決によって、公益企業の料金設定原則として、公正報酬原則が基礎づけられたのである。

クレメンズ教授は、この公正報酬原則をさらに理論的に発展させて、彼の名著である『公益企業経営論』⁽⁴⁾に、公正報酬原則 (Fair return principle) による料金設定の算定方式を次のように明示した。

$$R = E + (V - D)r$$

R = Rate Revenue = 総収益 (総収入)

E = Operating Expense = 営業費

V = Fair Value = 事業財産の価値

D = Depreciation = 事業財産の価値に対する減価償却額

r = Rate of Fair Return = 公正報酬率

$(V - D)r$ = Fair Return = 公正報酬

Rは公益企業の全需要者からの料金総収入を示している。

Eは、減価償却費や諸税金等を含めた広義の営業費を示している。

$(V - D)$ は、真実かつ有効な財産価値を意味し、公正価値 (Fair Value) といわれ、別名、料金基底 (Rate Base) ともいわれている。

rは、「真実かつ有効な財産価値」に対して、許容される報酬率であり、公正報酬率 (rate of return) といわれている。

$(V - D)r$ は、公正報酬といわれ、公益企業の「真実かつ有効な財産価値」が利得されるべきことを容認されている報酬額である。しかるに公正報酬は $(V - D)$ に r を乗じて算定される。

かくして、上記のような公正報酬原則に基づく料金設定は、広義の営業費に公正報酬を加えた額として算定されるのである。それゆえ、真実かつ有効な財産価値 $(V - D)$ は、どのように算定されるべきか、公正報酬率 (r) は、どの程度が適正であるのかということが、公正報酬原則に基づく料金設定にとって、

きわめて重要な問題であり、現在でも論争がなされている。それでは、公正価値の評価基準として、これまでどのような展開がなされてきたかを、考察する。

2 公正価値の評価基準

公益企業に対する公正報酬が公正でなければならないということは、普遍的な原則として認められている。しかし、その公正報酬を決定するための公正価値の評価基準が、どのように決定されるべきであるかということ、1898年の有名なスミス対エームズ事件において、検討し、確定しえなかったために、その後、多くの論争を経てきた⁵⁾。しかし、今日にいたるまで普遍的、絶対的に正当な評価基準をみていない。以下、今日まで、主として論争され、取り扱われてきた評価基準について考察する。

(1) 市場価格基準

企業財産の市場価格とは、当該企業に投下されている資本（自己資本と他人資本の総体）の市場価格を示しているということである。換言するならば、それは、当該企業の収益力に基づいて評価されているという意味である。例えば、ある電力会社の純利益が7,000万円あったとした場合、電力事業の一般利率率を7%と仮定すれば、その会社の市場価格は10億円と評価される。いわゆる収益の資本還元額によることを意味する。

この市場価格評価基準は、初期の小規模のアメリカの公益企業において、公益企業の売却ないし譲渡が比較的頻繁であった頃の公益企業財産評価基準を、そのまま公正価値の評価基準として一般的に採用したものである。

しかしながら、ここに求める公正価値の評価とは、公益企業が受けるべき公正報酬の額を決定するための公正価値算定額であり、公益企業が売却又は譲渡される場合の公正価値算定額ではない。しかるに上記のような市場価格基準を公正価値算定基準とするならば、公正価値の過大評価の上に、公正報酬を是認するような料金設定となり、循環論理となる。それゆえ、この市場価格評価基準は、公正な料金設定の目的に適合しないものとして認識されるようになり、

また、公益企業が継続企業であるという視点からも支持されなくなった。

(2) 再生産費基準

再生産費基準とは、料金設定時の公益企業設備財産の再建設費ないし再調達費をもって公正価値とすることを意味する。したがって、再生産費基準に基づいた下記の①、②、③、④、⑤という構成要素の結合体である。

① 有形財産、ここでいう有形財産とは、有効に使用されている財産のことである。この有形財産の中の有形固定資産は、次のような意味をもっている。すなわち、当該企業の現有設備の新規建設単価を推定して新設財産額を求め、設備の摩耗及び劣化程度を実地に調査してその減価程度を測定し、これを新設財産額から差し引いたもの⁽⁶⁾を、有形固定資産として位置づけている。

② 間接建設費、建設中の諸雑費であって、法的費用および起業費、保険、租税等を含む⁽⁷⁾。

③ 運転資本に対する引当金⁽⁸⁾。

④ 無形財産、水利権、許可権など⁽⁹⁾。

⑤ 継続企業価値、営業が確立され、利益を計上している公益企業がもつ無形の価値⁽¹⁰⁾。

それでは、なぜ、このような時価主義的な評価基準が重視されるようになったかという理由を考察するならば、次のようなことが指摘される。

第1の理由は、19世紀が終るとともに始まったアメリカ経済の長期にわたる価格上昇に起因する⁽¹¹⁾。すなわち、公益企業の料金がインフレーション時に低く規制されていたため、各公益企業は経営困難となり、裁判所に提訴するようになり、漸次、最高裁は時価主義的な再生産費基準を認めるようになった⁽¹²⁾。

第2の理由は、初期のレート・ケースから察知するに、会社の財産取得価格にしばしば浪費その他不当な出費が含まれていて会社の資本が水割されていたため、実際の取得原価には信頼を置きえなかったことに起因する⁽¹³⁾。

かくして、上記のような理由により、再生産費基準は1929年の大恐慌に至るまで優位な地位を占めていたのであるが、大恐慌を契機として、物価が急激に

下落したことにより、再生産費基準に基づく料金の引下げを行うことが公益企業にとって一時不可能となったことにより、再生産費基準が不景気にひしがれた1930年代には不適応となり、裁判所は再生産費基準に対して次第に関心を持たなくなった。そして、「公正価値」の原則さえ放棄したものと解されるような見解を裁判所は示すようになった。たとえば、1933年のロスアンゼルス・ガスおよび電気会社事件において、裁判所は、会社が料金の没収的であることの挙証の責任を果さなかった場合には、係争手続は委員会の管掌に残るという見解をとった⁽¹⁴⁾。そして、その後、1944年のポーブ天然ガス事件（Federal Power Commission v. Hope Natural Gas Company Case）において、最高裁判所は新しい評価基準を示したのである。この事件は連邦動力委員会（Federal Power Commission）とポーブ天然ガス会社との間に起きた事件である。連邦動力委員会（F. P. C）はポーブ天然ガス会社の資産評価にあたって、再生産原価でなく、減価償却した後、公正価値を3,300ドルという「実際適正原価」（Actual Legitimate Cost）にした。それに6.5%という報酬率を認めた。一方、会社は公正価値を6,600ドルとし、8%の報酬率を主張した。最高裁判所は、F. P. Cの主張を支持して、「たとえ、その料金が『公正価値』の料金基準に基づいていなかったとしても、それによって会社が円滑に経営され、その財政上の安全を維持し、資本を誘引し、また投資家の危険に対する代償を確実に支払い得るならば、それは無効とならない。⁽¹⁵⁾」という最高裁の新しい評価基準を明示したのである。これが最終結果主義（doctrine of the end result）といわれる評価基準である。この判決を契機として、再生産費基準は、評価基準としての地位の喪失を余儀なくされたのである。

それでは、なぜ、最高裁が上記のような再生産費基準を否定した結論を明示したのかという理由についてさらに詳細に考察するならば、次のようなことが指摘されるだろう。第1の理由として、料金基底の評価にさいしての不可避の主観性が指摘される。すなわち、有形財産の評価にさいしては、過大評価される傾向が少なかったが、無形財産や継続企業価値等に過大評価される傾向が多かったことや、できるだけ多くの価値構成要素を持ち込もうとしたことが第1

の理由である。

第2の理由として、評価手続の煩雑が指摘される。すなわち、再生産費基準による公正価値の評価は、料金設定の都度、煩雑な評価手続がなされ、また評価の専門家さえ、その見積りに大きな差異を生じがちで、その調整等に手間どったことが第2の理由である。

かくして、ポーブ天然ガス事件の判決を契機として、料金統制を目的として面倒な評価手続を経ることの必要性はなくなったのである。その結果、公益企業は、料金統制が結果において、営業活動を不当に拘束し、その継続と発展を阻害している事実を挙証しない限り、財産評価問題に関して裁判所に提訴しえなくなった¹⁶⁾のである。

(3) 慎重投資額基準

公益企業の財産評価基準としての再生産費基準は、前述したようにポーブ天然ガス事件の最終結果主義を契機として、喪失を余儀なくされ、それに替る基準として取得原価主義を奉ずる慎重投資額基準が支配的になってきた。

慎重投資額 (prudent investment) とは、公益企業用財産の獲得に実際に要した最初の原価額にその後の増設、拡張、改善等のため有効に費やされた資本的支出額から同資本の回収分たる減価償却費を控除したものに、実際の必要運転資産額を加算したものである¹⁷⁾。要するに、慎重投資額というのは「毀損されていない投資額」(unimpaired investment) を意味する。いわゆる「真実かつ有効な投資額」である¹⁸⁾。

しかるに、市場価格基準や再生産費基準が財産評価を基軸として公正価値を算定しているのに対し、慎重投資額基準は、公衆サービスを供するために現に使用されている財産の取得及び建設に真実に費やされた資金の総額である広義の資本総額を基軸として、公正価値を算定しているのである。

それでは、なぜ、上記の慎重投資額基準が公正価値の算定方式として支配的になってきたかを考察するならば、次のようなことが指摘される。すなわち、慎重投資額基準は、客観性と管理的容易性と企業の信用性という3つの面から

支持され、支配的になってきたと思われる。しかし、この3つの面は、所有関係を明確にしている正しい会計処理が企業活動の当初から厳密に継続的に実施されてこそ、生きてくるのである。それゆえ、正しい会計処理は、慎重投資額基準にとって必要不可欠の条件である。かくして、過去と現在の会計数値を基礎とする慎重投資額基準は、信頼性と安定性をもつがゆえに、企業の利害関係者に受け入れられ支配的となっている。

3 公正報酬率

公正報酬は、公益企業の「真実かつ有効な財産」(料金基底)が利得されることを許容された報酬であり、公正報酬率(rate of fair return)は、料金基底に対して許容される報酬率のことをいう。

料金設定にあたって、公正報酬率をどのようにして、どの程度にすべきかということ、料金基底の評価と同様に重要なことである。なぜなら、料金基底が確定した場合、料金基底に乗すべき公正報酬率を理論的にどのように決定すべきかが難しいだけでなく、このことが料金設定上、大きな比重を占めるようになるからである。

北久一教授は、『公益企業論』の中で、公正報酬率の重要性と公正報酬率の容認されるべき広範な内容について次のように論述している。まず、その重要性について、「公正報酬率の問題は、算術的計算の問題として恣意的に取り扱われる性質のものでない。その確定ということは、適正料金設定の過程における一つの必要な階梯として取り扱われなければならない¹⁹⁾。」というように明示し、決して恣意的に取り扱ってはならないと主張している。

次に公正報酬率の広範な内容について、北教授は「正直な会計と責任ある経営の下において、特定の公益事業システムの開発に必要とする資本を投資者から引き出すことができる率」という1911年のアメリカ鉄道証券委員会(Rairoad Securities Commission)が規定した内容を基礎とし、公益事業会社に対する公正報酬率は、「事業の開発に要する追加的資本の調達を継続的に可能ならしめる報酬率である。²⁰⁾」と定義している。

筆者は、上記の北教授の公正報酬率の定義が、利用者公衆に対して法外な料金を負担させるような高率を意味するのではなく、また、公益企業の投資家の財産を没収するような低率を意味していないという限りにおいて、上記の公正報酬率の定義に賛意を示す者である。換言するならば、公正報酬率とは公益企業設備の増設及び改良を無制限的に可能ならしめるために料金基底に乗ずる高率を意味しているのでもなく、又サービス低下を明らかに招くような低率を意味しているのではないと、筆者は理解している。

しかるに、適正な公正報酬率とは、公益企業設備の増設および改良が、われわれの標準的な日常生活レベルを漸進的に可能ならしめるように、料金基底に乗ずられるべき必要不可欠な報酬率を意味しているといえよう。

(注)

- (1) Paul J. Garfield and Wallace F. Lovejoy, Public Utility Economics, Prentice-Hall, INC., New Jersey, 1964. p.59.
- (2) idid., p.59.
- (3) E.W. Clemens, Economics and Public Utilities, New York, 1950. 『公益企業経営論上』竹中龍雄監訳, ダイヤモンド社, 昭和28年, p. 86.
- (4) E.W. Clemens, 前掲訳書, p. 87.
- (5) E.W. Clemens, 前掲訳書, p. 86.

同事件の判決において、事業財産の公正価値の評価考慮事項として、下記の6項目が示されたのである。

- i) 原始建設原価
- ii) 改良工事支出額
- iii) 社債および株式の金額と市場価格
- iv) 原始建設原価と対比した建設原価
- v) 法令により定められた料金によって獲得される事業財産の予想収益力
- vi) 営業費総額

しかし、上記の事項は、慎重に検討された上で、示された評価考慮事項ではなかった。なぜなら、上記の事項以外の他の事項を考慮してもよいということと同判決に付記されていることから、慎重に検討されたのではないということが推定される。このように「公正価値」の評価基準を検討し、確定しえなかったために、その後、公益企業の財産評価基準は、景気変動等にもなう利害の反転によって、しばしば変更を余儀なくされた。

- (6) 西川義朗著『公益企業の料金と財務』税務経理協会、S55年10月25日、p.50.
- (7) 中川公一郎著『公益企業の基本問題』評論社、昭和45年11月10日、p.146.
- (8) P.J. Garfield and W.F. Lovejoy, op. cit., p.56.
- (9) ibid, p.56.
- (10) ibid, p.56.
- (11) E.W. Clemens, 前掲訳書, p. 222.
- (12) P.J. Garfield and W.F. Lovejoy, op. cit., p.66.

1909年のノックスビル水道会社事件 (Knoxville V. Knoxville Water Company., 212 U.S.I (1909) の判決では、それまで、評価において考慮すべき諸要素の中から減価償却が除かれていたが、減価償却の正当性を認めた。

P.J. Garfield and W.F. Lovejoy, op. cit., p.68.

1926年のマクカードル対インディアナポリス水道会社事件 (McCardle V. Indianapolis Water Co., 272 U.S. 400 (1926) の判決では、再生産費基準を公正価値の評価基準とした。

- (13) 横浜市立大学会計学研究室編、西川義朗稿『現代会計学体系Ⅲ』「公益企業会計」同文館、昭和43年、p.800.
- (14) E.W. Clemens, 前掲訳書, p.233.
- (15) 横浜市立大会計学研究室編、西川義朗稿、前掲書, p.804.
- (16) 横浜市立大会計研究室編、西川義朗稿、前掲書, p.804.
- (17) 前掲書, p.802.
- (18) 北久一著『公益企業論』東洋経済新報社、昭和49年4月25日、p.177.
- (19) 北久一著、前掲書, p.197.
- (20) 北久一著、前掲書, pp.198-199.

第3節 総括原価主義（費用積上げ方式）

一般の私企業における原価計算は、一般的に材料費、動力燃料費、機械設備修繕費、人件費、減価償却費、水道料等を加えて製造原価を算出し、さらに販売費と一般管理費を加え、それに借入金利子を加算して総原価を算出する方式が採用されている。

一方、公益企業の場合、料金は一般的に政府規制価格であり、市場価格ではないので、公益企業の原価計算は製造原価に他人資本利子と自己資本利潤を加えて原価を総括する。それを総括原価 (total cost) という。しかるに、このよ

うな総括原価に基づく公益企業の料金設定を総括原価主義という。その意味で前述した公正報酬原則の総原価も広義の営業費と公正報酬を総括し、かつ料金総収入に等しいことから、公正報酬原則も広義に解釈すれば、総括原価主義のカテゴリーである。しかし、わが国では、公正報酬原則が一般化されておらず、費用を積上げていく方法としての総括原価主義が古くから採用されているので、総括原価主義といえば費用積上げ方式のことを示している。すなわち、第二次世界大戦前、わが国には私営公益企業より公営公益企業（この場合、国策会社を含める）が極めて多く、自己資本利潤を総括原価に加えるようなことは認められないとの考え方が、支配的であり、公正報酬原則の採用は考えられなかった。その上、総括原価主義としての費用積上げ方式は、計算手続きが簡単で、比較的利害関係者に説明しやすいことと、理解されやすいことなどの事由から、料金設定上、一般的に採用されていた。現在でも総括原価主義としての費用積上げ方式が、公営・私営を問わず、公益企業の料金設定上、一般的に採用されている。しかし、私的所有形態をとる私営公益企業と公的所有形態をとる公営公益企業とでは、一般的に採用されている総括原価主義としての費用積上げ方式でも、総括される（積上げられる）原価の内容がかなり異なっている。

私営公益企業の総括原価主義（費用積上げ方式）による料金設定は、次のような算定方式をとる⁽¹⁾。

$$R = E + (I + P)$$

R = (Rate Revenue) 総収入 = (total cost) 総括原価

E = (Operating Expense) 広義の営業費

I = (Interest) 他人資本利子

P = (Profit) 自己資本利潤

上記の算定方式からも理解されるように、私営公益企業の総括原価主義（費用積上げ方式）の総括原価は広義の営業費に他人資本利子と自己資本利潤を加えたものとして計上される。自己資本利潤の内容は、「ある一定の株式配当率のための予定利益」「内部留保金」「利潤系税金（法人税）」「減債積立金」などを示している。また、この利潤は、公益企業が地域独占という地位を有してい

るので独占利潤となりがちであるが、その許容は、“財産の不当没収にならないこと”と、“利用者公衆の利益を守り、公益企業の健全な発展を図るために必要不可欠な資本を吸引することを可能にすること”の枠内でなければならない。

公営公益企業の総括原価主義（費用積上げ方式）による料金設定は、次のような算定方式がとられてきた。

$$R = E + I$$

上記の算定方式から推察されるように、公営公益企業の自己資本は、一般的に国や地方公共団体という公共団体の出資であるので、自己資本利潤は必要でないという考え方が支配的であった。

しかし、このような公営公益企業の伝統的な総括原価主義による料金設定を見直そうとする社会経済環境が、漸次、現実化されてきている。なぜなら、恒常的なインフレ経済状況の下で、広義の営業費と他人資本利子を総括した原価のみの総収入だけでは、社会生活の向上にともなって必然的に向上するサービスの質の向上やサービスの量の拡大に、公営公益企業は対応できなくなるばかりでなく、既施設能力の維持さえ困難となってきたからである。そして、結局、サービス低下を招くようになり、経営悪化につながるようになってきたからである。

かくして、上記のような事由から、最初に見直しを施行したのは、日本電信電話公社であった。同公社は、昭和28年の料金改訂で設備拡張資金の一部を料金に算定する方式を制度化し、算定方式を次のようにした⁽²⁾。

$$R = E + (I + F)$$

このF(Reserve fund)は、利用者公衆の利益を守り、公営公益企業の健全な発展のために必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金という意味を有するものであった。

上記の公式を一層、明確にしたのが公営電気事業である。公営電気事業は、昭和35年の「公営電気事業者の電気料金算定要領」において、同事業の総括原価を次のように示している「総括原価は、電気事業固定資産の減価償却費（公

営電気事業では減価償却費を普通償却と特別償却に分けている)、営業費、固定資産等所在市町村交付金、支払利息、減債積立金、及び特別積立金を総括した額とする。」しかるに、算定方式は次のようになる。

$$\text{総括原価} = \text{営業費} + \text{減価償却費(普通減価償却費)} + \text{固定資産等所在市町村交付金} + \text{支払利息} + \text{減債積立金} + \text{特別積立金} + \text{特別減価償却費}$$

上記の公営電気事業の原価項目の中で、特有な原価項目である固定資産等所在市町村交付金は、発電所や、変電所や、送電施設等の用に供している固定資産に対して、市町村によって、固定資産税に相当する税として課せられているものであり、広義の営業費として理解されるべきものである。次に特有な原価項目として特別減価償却費がある。この原価項目とは、普通減価償却の50%を超えない額を特別減価償却費として料金原価に算入することを公営電気事業に対して認めている制度である。すなわち、公営電気事業の所有する設備は比較的小規模であり、また少数であるので、災害、渇水等があった場合、企業リスクが大である。それゆえ、そのようなリスクを保障するために早期の償却を行ない、内部留保して、将来の災害、渇水等に備えるように設けられたものが、特別減価償却である⁽³⁾。その他に特有な原価項目として減債積立金、特別積立金がある。しかるに、特別減価償却費、減債積立金、特別積立金という原価項目は、前述の電々公社方式の「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」に相当するものである。

水道事業においても、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発展を期することを目的として、日本水道協会が、総括原価主義としての費用積上げ方式を、昭和42年7月、『水道料金の算定について』のⅡの「水道料金算定要領」に示した。この算定要領に示されている算定式は、前述の昭和28年の電々公社方式と同様の $R = E + I + F$ である。Fは、同要領では事業報酬として位置づけられている。そして、この事業報酬とは、施設改良、配水施設拡充及び企業債償還に充当されるべき額であり、事業の資本構成及び給水需給の実態等を勘案して適正に算定した額でなければならないと位置づけられている。

上記の一連のFの導入やその施行趨勢から推察されるように、公営公益企業

の料金設定の算定方式は、「 $R = E + I$ 」から「 $R = E + I + F$ 」という方向に進んできている。すなわち、このことは公営公益企業といえども継続企業（Going Concern）である以上、経営の健全化と安定したサービス供給を確保するためには、ある程度の内部留保金が必要であるという認識が、公営公益企業にとってかなり浸透してきたことを示している。

しかし、現実的には、公営公益企業の料金設定として、「 $R = E + I$ 」の算定方式が「 $R = E + I + F$ 」の算定方式より、圧倒的に多く採用されている。なぜなら、比較的公正に合理的に理論化された前述の公営公益企業の費用積上げ方式（ $R = E + I + F$ ）という料金設定原則に基づく料金設定が、議会や許認可をなす政府によって、しばしば政治的に抑えられたり、遅延されるからである。また、サービス受益者の負担能力にも限界があり、 $R = E + I + F$ という費用積上げ方式が、そのまま料金設定原則として採用されないからである。

（注）

- (1) 現代公益事業講座編集委員会編『公益事業料金設定論』細野日出男稿「第2編総括原価第2章積上げ方式による総括減価」電力新報社、昭和50年、p. 123.
- (2) 北久一著『公益企業論』東洋経済新報社、昭和49年4月25日、p. 150～151.
- (3) 北久一稿「公営電気事業の総括原価と事業報酬」『公益事業研究』第22巻第1号、昭和45年9月、p. 86.

第4節 資本コスト方式

公営公益企業の料金設定原則のモデルとして、昭和40年10月28日、「日本国有鉄道会計及び財務基本問題調査会答申」において、公正報酬原則と総括原価主義（費用積上げ方式）の混合発展形態的な料金設定原則として、資本コスト方式という料金設定原則が示された。この原則の算定方式は次のように示されている。

総収入＝営業費＋資本費用……◎の1

資本費用＝支払利子＋資本コスト（公共的必要余剰）……◎の2

公共的必要余剰＝{(利付負債＋資本)×総資本コスト率}－支払利子◎の3
 総収入＝営業費＋{(利付負債＋資本)×総資本コスト率}……◎の4

◎の1式からは、この章の第2節で取り扱った公正報酬原則が想定される。なぜなら「総収入＝営業費用＋公正報酬」という公正報酬原則の算定方式から、公正報酬と資本費用とが同格に位置づけられるからである。

◎の2式からは、この章の第3節で取り扱った公営公益企業の総括原価主義（費用積上げ方式）が想定される。なぜなら、「総収入＝営業費用＋支払利子＋必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」という公営公益企業の総括原価主義（費用積上げ方式）から、「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」と「資本コスト」とが同格に位置づけられるからである。

◎の3式の資本コスト（公共的必要余剰）について、同答申は次のように述べている。「公共的必要余剰とは、資本拠出者に分配される利潤ではなく、公共企業体（公営公益企業）⁽¹⁾の提供するサービスの改善及び拡充に対する社会的要請に応えるために、公共企業体（公営公益企業）⁽²⁾内部に再投資されなければならない資本造成の源泉としての余剰である⁽³⁾。」しかるに、この◎の3式は、サービスの改善及び拡充に対する社会的要請に応えうるために、公営公益企業内部に再投資されるべき造成資本を、総資本（自己資本と他人資本の総体）に対する報酬から、他人資本に対する報酬としての支払利子を差引くことによって算定し、その額を公共的必要余剰として位置づけたことを明らかにした算式であるといえる。換言するならば、現実の経営活動においては、自己資本であろうと他人資本であろうと、公営公益企業に資本として投下された場合、資本実体維持・拡大発展が成就されるように、両資本は合体されて総資本として運用されている。それゆえ、造成資本の形成は総資本の運用によるものであるから、総資本に対する報酬から他人資本に対する報酬としての支払利子を差引かれた残額が、社会的要請に応えるために公営公益企業内部に再投資されるべき造成資本としての公共的必要余剰であるということ、◎の3式は意味しているのである。

また、総資本に対する報酬額の算定は、総資本に総資本コスト率を乗ずることによって算定される。いうまでもなく、ここでの総資本コスト率とは、公営公益企業がその企業信用を維持し、かつ、資本市場で当該公営公益企業に必要な新資本を調達するために、当該公営公益企業に認められうる資本コストの割合である。しかるに総資本コスト率は、一般的に自己資本コスト率と他人資本コスト率の加重平均によって算定される。

◎の4式は、◎の1式に◎の2式と◎の3式を挿入した結果の算式である。すなわち、◎の4式は上記の◎の1式、◎の2式、◎の3式の内容や総資本コスト率の内容を経営学的、会計学的、数学的に統合した算式であり、資本コスト方式と称される。

◎の4式の資本コスト方式の意味するところは、狭義の経営原価を補償するだけでなく、公営公益企業の提供するサービスの改善及び拡充に対する社会的要請に応えるために当該公営公益企業内部に再投資されなければならない資本造成の資源としての公共的必要余剰を含む広義の原価を補償することを、意味している。

(注)

(1)と(2)の(公営公益企業)は、著者が挿入

(3)「日本国有鉄道会計及び財務基本問題調査会答申」昭和40年10月28日、pp. 37-38.

第5節 公正報酬原則・総括原価主義(費用積上げ方式)・資本コスト方式の比較

これまで、公益企業料金設定原則としての公正報酬原則、総括原価主義(費用積上げ方式)、資本コスト方式について考察してきた。ここでは、これまでの考察を基礎として、公正報酬原則と総括原価主義との比較、資本コスト方式と公正報酬原則との比較、総括原価主義と資本コスト方式との比較について、さらに考察を深めて、それぞれの類似点や相違点や特徴について検討する。

1 公正報酬原則と総括原価主義（費用積上げ方式）の比較

周知のように公正報酬原則に基づく料金設定は、私営公益企業に適用され、その料金設定は、広義の営業費に「真実かつ有効な財産価値」が利得されるべきことを容認されている報酬としての公正報酬を加えた額として、算定される。しかるに算式は次のようになる。

$$\text{総収入} = \text{営業費} + \text{公正報酬} \cdots \cdots \text{㉑の1}$$

$$\text{公正報酬} = \text{公正価値} \times \text{公正報酬率} \cdots \cdots \text{㉑の2}$$

$$\text{総収入} = \text{営業費} + (\text{公正価値} \times \text{公正報酬率} \cdots \cdots \text{㉑の3})$$

一方、総括原価主義（費用積上げ方式）に基づく料金設定は私営公益企業にも公営公益企業にも適用される。しかも、公営公益企業の場合の総括原価主義は、第3節の総括原価で論述したように、 $R = E + I$ と $R = E + (I + F)$ の両算式が現実採用されている。しかし、ここでは、公正報酬原則と、比較検討を容易にするため、私営公益企業も採用している総括原価主義（ $R = E + (I + P)$ ）に歩調を合せて、公営公益企業の場合の総括原価主義（費用積上げ方式）は、 $R = E + I$ の算式でなく、 $R = E + (I + F)$ の算式を取り上げて比較検討する。

私営公益企業に適用される総括原価主義（費用積上げ方式）

$$\text{総収入} = \text{総括原価} = \text{営業費} + \text{支払利子} + \text{自己資本利潤} \cdots \cdots \text{㉒の1}$$

公営公益企業に適用される総括原価主義（費用積上げ方式）

$$\text{総収入} = \text{総括原価} = \text{営業費} + \text{支払利子} + \text{必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金} \cdots \cdots \text{㉒の2}$$

すなわち、前述の第2節の公正報酬原則や第3節の総括原価主義や上記の算式を基礎として、公正報酬原則と総括原価主義を比較した上で、それぞれの類似点や相違点や特徴を列挙すれば、次のように指摘されるだろう。

- i) 公正報酬原則は、公正価値（料金基底）が利得される報酬という公正報酬に特徴があるのに対し、総括原価主義は、費用を積上げて総括原価を算定するという点に特徴がある。

- ii) 公正報酬原則の公正報酬の算定にとって、「真実かつ有効な財産価値」という資産が、その算定基準として重要な比重を占めるのに対し、総括原価主義の自己資本利潤（私営公益企業の場合）や必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金（公営公益企業の場合）の算定にとって、自己資本が、その算定基準として重要な比重を占める。換言するならば、前者が資産を基準とし、後者は資本を基準としているということである。しかるに、インフレーションが確実に進行している経済状況から推察するならば、資本を基準としている後者が計算上、比較的簡便であり、利害関係者にも説明しやすいし、理解されやすいという利点がある。
- iii) 公正報酬原則の場合、公正報酬率に固定されずに私営公益企業が能率的経営を行なえば、公正報酬が増加し、経営者は、自分の裁量で拡大再生産のために、さらに資本吸引できる配当金や経営方針を決定できるというやりがいと権限が委ねられているので、経営能率向上インセンティブが、この算定方式に含まれている¹⁾。

一方、総括原価主義（費用積上げ方式）の場合、コスト要素が規制基準に基づく傾向が強いので、たとえ低能率で経営していても、自然独占の地位を有しているので、当該産業から淘汰されることが少なく、結果として需要者に高料金の負担を強いることとなる。しかるに経営能率向上インセンティブが機能しなくなる欠点がある。

2 資本コスト方式と公正報酬原則の比較

資本コスト方式は、公正報酬原則と総括原価主義（費用積上げ方式）の混合発展形態として、昭和40年10月28日「日本国有鉄道会計及び財務基本問題調査会答申」に、初めて提示された料金設定原則である。以下、算式は第4節の資本コスト方式ですでに論述したように次のように示される。

総収入＝営業費＋資本費用……◎の1

資本費用＝支払利子＋資本コスト（公共的必要余剰）……◎の2

公共的必要余剰＝{(利付負債＋資本)×総資本コスト率}－支払利子◎の3

上記の◎の1・◎の2・◎の3式を統合した資本コスト方式による料金設定の算式は、次のようになる。

$$\text{総収入} = \text{営業費用} + \{ (\text{利付負債} + \text{資本}) \times \text{総資本コスト率} \} \cdots \cdots \text{◎の4}$$

また、公正報酬原則による料金設定の算式は、すでに前述したように次のようになる。

$$\text{総収入} = \text{営業費} + \text{公正報酬} \cdots \cdots \text{㉠の1}$$

$$\text{公正報酬} = \text{公正価値} \times \text{公正報酬率} \cdots \cdots \text{㉠の2}$$

$$\text{総収入} = \text{営業費} + (\text{公正価値} \times \text{公正報酬率}) \cdots \cdots \text{㉠の3}$$

かくして、前述の第2節の公正報酬原則や第4節の資本コスト方式の上記の算式を基礎として、資本コスト方式と公正報酬原則とを比較した上で、それぞれの類似点や相違点や特徴を列挙すれば、次のように指摘されるだろう。

- i) 資本コスト方式の資本費用の算定は、資本が基準となるのに対し、公正報酬原則の公正報酬の算定は、資産が基準となる。しかるに、現在、インフレ会計理論が進歩したとはいえ、まだ評価基準をめぐる論争の多い資産を基準とするよりも、資本を基準とする資本コスト方式の資本費用の算定の方が、実質的に確定的であり、計算上、簡便であると思われる。
- ii) 資本コスト方式の資本費用と公正報酬原則の公正報酬を概観する限りにおいて、資本費用と公正報酬は同格として位置づけられているが、それぞれの内容は異質である。すなわち、資本コスト方式の資本費用は、一度、支払利子と資本コスト（公共的必要余剰）というコスト要素に分解され、費用という概念で位置づけられるのに対し、公正報酬原則の公正報酬は、当該公益企業の「真実かつ有効な財産」が利得されるべきことを容認されている額であり、報酬という概念で位置づけられている。

いわゆる、資本コスト方式は、総括原価を算定するため、費用を積上げて算定するプロセスである。コスト要素としての公共的必要余剰の算定は、利付負債と資本（自己資本）を統合した総資本に総資本コスト率を乗じてえた額から、支払利子を差引くのである。結果的に、資本費用は上記の算式◎の2式の支払利子と◎の3式の支払利子が相殺され、{(利付負債+資

本)×総資本コスト率] となり、総資本が利得されうる報酬として位置づけられる。しかるに、資本費用は費用を積上げて算定するプロセスをとるが、その算定方式に沿って計算した場合、総資本に対する報酬額ということになり、結果的には、公正報酬と同様に報酬として位置づけられることになる。

- iii) 公正報酬原則は、私営公益企業を対象として適用されるのに対し、資本コスト方式は公営公益企業を対象として適用される。
- iv) 公正報酬は「真実かつ有効な財産」が利得することを容認された金額であり、それは、支払利子、配当金、内部留保金、各種積立金、純利益等を全て総計した金額である。しかるに、公正報酬原則の場合、経営者は自己の裁量で拡大再生産のために、資本吸引できうる配当金や経営管理を決定できるというやりがいと権限がゆだねられ、そこに経営能率向上インセンティブを見出すことができる。

一方、資本コスト方式による資本費用は、公営公益企業の総資本に対する報酬であり、総資本に総資本コスト率を乗ずることによって獲得されたものである。しかるに、総資本コスト率を構成している一方の自己資本コスト率に経営者の裁量権が与えられているというものの、総資本コスト率を構成しているもう一方の他人資本コスト率が一般的に確定率であり、かつ資本評価が資産評価よりも一般的に確定的で評価しやすいということなどから、資本コスト方式の場合、公正報酬原則よりも経営能率向上インセンティブが欠如しているといえる。

3 総括原価主義（費用積上げ方式）と資本コスト方式の比較

総括原価主義と資本コスト方式とを比較検討するため、総括原価主義（費用積上げ方式）の場合、私営公益企業の総括原価主義を考慮して、 $R = E + I$ の算式でなく、 $R = E + (I + P)$ と $R = E + (I + F)$ の算式を取り上げて資本コスト方式と比較検討する。

私営公益企業に適用される総括原価主義（費用積上げ方式）

総収入＝総括原価＝営業費＋支払利子＋自己資本利潤……⑧の1

公営公益企業に適用される総括原価主義（費用積上げ方式）

総収入＝総括原価＝営業費＋支払利子＋必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金……⑧の2

資本コスト方式

総収入＝営業費＋資本費用……⑨の1

資本費用＝支払利子＋資本コスト（公共的必要余剰）……⑨の2

公共的必要余剰＝{(利付負債＋資本)×総資本コスト率}－支払利子
……⑨の3

総収入＝営業費＋{(利付負債＋資本)×総資本コスト率}……⑨の4

かくして、前述の第3節の総括原価主義や第4節の資本コスト方式や上記の算式を基礎として、総括原価主義と資本コスト方式とを比較した上で、それぞれの類似点や相違点や特徴を列挙すれば、次のように指摘されるだろう。

i) 上記の⑧の1式は私営公益企業に適用され、⑧の2式と⑨の1～4式は公営公益企業に適用される。しかるに、この章では、公営公益企業に適用されるべき料金設定原則を主たる課題としているので、ここでの比較検討は、⑧の2式と⑨の1～4式を中心とする。周知のように、資本コスト方式は費用積上げ方式の長所を堅持しつつ、費用積上げ方式の最大の短所である経営能率向上インセンティブの無機能的要因をなくすように、公正報酬原則の報酬という概念を導入しようとして考案されたものである。それゆえ、資本コスト方式は総括原価主義（費用積上げ方式）よりも経営能力向上インセンティブが強いといえる。したがって、資本コスト方式は、公営公益企業の費用積上げ方式と私営公益企業の公正報酬原則の中間に位置する料金設定原則である。

ii) 総括原価主義（Bの2式）の「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」は料金設定上、総収入＝総括原価を算定するための費用として位置づけられる。しかし、財務会計上の決算においては、利益とみなされなければならない性質のものである。換言するならば、将来、必ず

資本的費用として発生することが確実化されるのであるが、当期では、まだその発生現象がみられないものである。しかし、その金額が社会経済的環境や社会的要請との相関関係から合理的に見積ることのできるものである。その意味で、「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」とは、利益留保性を含む従来の特定引当金（現在では法律上、認められていない）と引当金の中間に位置する性質のものであると思われる。

一方、資本コスト方式の「公共的必要余剰」は、料金設定上、資本実態維持・拡大発展を成就させるべき報酬と理解される。

したがって、料金設定を基軸とする限りにおいて、「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」は費用として位置づけられ、「公共的必要余剰」は報酬として位置づけられるものである。

iii) 公共的必要余剰は、公営公益企業の費用積上げ方式 ($R = E + I + F$) の F (必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金) よりも、私営公益企業の費用積上げ方式 ($R = E + I + P$) の P (自己資本利潤) に、その性質上、類似している。なぜなら、 P も公共的必要余剰も報酬という概念で把握されるからである。しかし、公共的必要余剰が上記の P と根本的に相違する点は、公共的必要余剰の中に配当金に相等する部分が算入されていないということである。したがって、公共的必要余剰をその性質から考察した場合、 P に類似しているが、その許容量から考察した場合、公営という所有関係からも明らかなように配当金分の算入が不必要である F と量的に同程度である。

iv) 料金設定上、総括原価主義 (Bの2式) は、そのコスト要素に歯止めをもたない傾向と、なりがちである。なかんずく「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」というコスト要素は、そのような傾向が強い。しかるに、総括原価主義は経営能率に対するインセンティブが資本コスト方式より弱いといえる。

なぜなら、料金算定上、総括原価主義の「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」と同様に位置づけられている資本コスト方式

の「公共的必要余剰」は、第4節の資本コスト方式で論述したように報酬という概念で把握されているので、資本コスト方式は、総括原価主義より経営能率インセンティブが強い。しかし、資本コスト方式の経営能率インセンティブが強いといっても総資本コスト率の中の自己資本コスト率において、経営能率インセンティブが発揮されるにすぎない。それゆえ、公正報酬率に経営能率インセンティブが、十分に発揮される公正報酬原則より、はるかに資本コスト方式の経営能率インセンティブが弱い。

(注)

- (1) 現代公益企業講座編集委員会編、『公益事業料金設定論』，細野日出男稿，第2編 総括原価 第3章 「公正報酬原則による総括原価」電力新報社，昭和50年，p. 134.

第6節 結 び

この章において、公正報酬原則、総括原価主義（費用積上げ方式）、資本コスト方式の内容について考察し、さらにこれらの考察を基礎として、公正報酬原則と総括原価主義との比較、資本コスト方式と公正報酬原則との比較、総括原価主義と資本コスト方式との比較について考察してきた。しかるに以上の考察を踏まえて、わが国の公営公益企業にとって最適な料金設定原則とは、どのようなものでなければならないかを示して、むすびにかえたい。

一般的にわが国において、公営公益企業の料金設定上、資本報酬を費用化することに理解を示さず、不必要だという認識が、なお支配的である現在、資本を自己造成するような料金設定原則を正面から導入しても理解されることは不可能である。しかし、社会、経済、文化等全ての面が漸進的に発展している現在、これらと併行して恒常的に公営公益企業サービスの改善及び拡充に対する社会的要請があり、そのような社会的要請に応えうるために、公営公益企業内部に再投資されなければならない資本を自己造成していくことは不可欠である。

しかるに、このような矛盾を解決するには、「わが国の公営公益企業料金設

定原則としては、きわめて工夫された良好な料金設定原則としての「資本コスト方式」と「現在、かなり理解されつつある内部留保金的な項目を包摂している総括原価主義（費用積上げ方式）」を有機的に融合した上で、理論的に体系化したならば、公営公益企業の料金設定原則として理解され、ステータスを有するようになると思う。体系化の具体化は以下の順序である。

1. まず、資本コスト方式によって、総括原価＝総収入を算定する。すなわち、経営能率・資源配分効率・社会的公正を遂行していくことを前提として、総括原価を適正にするため、その上限を資本コスト方式によって算定するということである。換言するならば、狭義の経営原価（支払利子を含む）を補償するだけでなく、公営公益企業の供給するサービスの改善及び拡充に対する社会的要請に応えるために当該公営公益企業内部に再投資されなければならない資源としての余剰を含む広義の原価を補償する上限を資本コスト方式によって算定することである。
2. 総括原価を資本コスト方式によって算定した後、総括原価を費用積上げ方式に分解して、資本コスト（公共的必要余剰）を精確に算定することである。

資本コスト方式

$$\text{総収入} = \text{総括原価} = \text{営業費} + \{(\text{利付負債} + \text{資本}) \times \text{総資本コスト率}\} \quad \dots \text{i)}$$

$$\text{資本費用} = \{(\text{利付負債} + \text{資本}) \times \text{総資本コスト率}\} \quad \dots \text{ii)}$$

$$\text{資本費用} = \text{支払利子} + \text{資本コスト（公共的必要余剰）} \quad \dots \text{iii)}$$

費用積上げ方式

$$\text{総収入} = \text{総括原価} = \text{営業費} + \text{支払利子} + \text{資本コスト（公共的必要余剰）} \quad \dots \text{iv)}$$

すなわち、上記の i) 式を iv) 式に置き換えることによって、換言するならば、資本費用は支払利子と公共的必要余剰の合計額であるということを確認した上で、公共的必要余剰の額を精確に算定するということである。

この場合、支払利子は他人資本に対するコストであり、確定的利子であ

るので確定的に計上される。しかるに、総資本（利付負債+資本）に対する報酬（資本費用）から支払利子を差引いた残額が、社会的要請に応えるために公営公益企業内部に再投資されるべき公共的必要余剰ということになる。

3. 公営公益企業の料金設定原則として、現在、浸透しつつある下記のv) 式の「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」と上記のvi) 式の「公共的必要余剰」を厳密に比較検討した上で、「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」の内容を厳密に構成することである。

$$\text{総収入} = \text{総括原価} = \text{営業費用} + \text{支払利子} + \text{必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金} \cdots \text{v)}$$

すなわち、i), ii), iii), iv) の一連の式から算定した「公共的必要余剰」の許容量の範囲内で、v) 式の「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」の内容を厳密に構成することである。換言するならば、なにがなんでも「公共的必要余剰」の許容範囲の限度まで意図的、恣意的に「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」を近づけるという意味でなく、必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金とは、「公共的必要余剰 \geq 必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」という範囲内で厳密に積み上げられ、社会的要請に応えるために、公営公益企業内部に、確実に将来、再投資されなければならない必要不可欠な内部留保金である。

4. 「必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金」の内容を厳密に構成した後、公正にその必要不可欠な設備拡張資金の一部のための内部留保金をv) 式に適合させることによって、利害関係者、とりわけサービス需要者の理解をうるようになり、わが国の公営公益企業の最適な料金設定原則として位置づけられるようになるであろう。

私は、上記の1, 2, 3, 4という一連の料金設定ルート(route)を公共的必要コスト方式と称したい。